



人を対象とする研究において 必要とされる研究倫理指針について

関西医療大学大学院教授

王 財源

《概 略》

日本良導絡自律神経学会での研究報告が活発に議論されるなか、近年、政府は研究における新たな「人を対象にした倫理指針」を公表し、加えて研究のために必要な「研究倫理教育」も義務づけられた。そして、各種学会で研究倫理委員会の設置が急務となり、本会も学会長を中心に研究倫理委員会が設けられ、研究倫理に基づく学際的な発表を推奨していく意向である。

政府が打ち出した主な指針では「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」は令和3年4月16日に改定され、ここに記された指針には、「人を対象とする生命科学・医学系研究に携わる全ての関係者が遵守すべき事項を定めることであり、人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的とする」と記載されている。

今後、本会のみならず、会員が各種学会での研究報告及び研究論文などを発表する上で、全ての関係者については、以下に掲げる事項を基本方針としてこの指針を遵守し、研究を進めていかななければならない。日本良導絡自律神経学会では、理事会での承認を受け、会長を設置者として、研究倫理委員会の活動が進められ、本会の倫理規定の制定案を作成し、会員に向けて発表を準備している。今回の講演は研究倫理指針についてその要点、解説のみに止めたい。

■主な研究倫理指針

- ① 社会的及び学術的意義を有する研究を実施すること。
- ② 研究分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること。
- ③ 研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益を考慮すること。
- ④ 独立した公正な立場にある倫理審査委員会の審査を受けること。
- ⑤ 研究対象者への事前の十分な説明を行うとともに、自由な意思に基づく同意を得ること。
- ⑥ 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること。
- ⑦ 研究に利用する個人情報等を適切に管理すること。
- ⑧ 研究の質及び透明性を確保すること。

【詳しい問合せ先】

- 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局研究開発振興課